

## 組合全面勝訴の神戸地裁判決要旨

- 1 当裁判所は、授業について、原告竹安の塾講師としての資質の欠如をうかがわせえる場面、懲戒処分の可否を検討すべき場面があると認識することはできなかった。「体罰」があったとすべき場面も認識することができなかった。本件訓戒処分についてみると、そもそも、原告竹安が平成17年10月22日、川越に暴言を浴びせた事実は存在しない。本件訓戒処分は、懲戒権を濫用し、懲戒事由がないのにされた不当な懲戒処分である。被告 TCS は、懲戒事由がないことを知りながら、敢えて原告竹安に対し本件訓戒処分を加えたものといわざるをえない。
- 2 本件労働条件切下げについてみると、既にみたように、被告 TCS は、合理的な根拠なしにマネージャー評価に基づいて60円の時給の切下げと出講時間の大幅な減少を提示したのである。
- 3 本件労働条件切下げは、平成17年10月21日に提示され、本件訓戒処分は、その翌日の出来事を理由として翌11月21日に行われているが、この時期は、被告らが、原告組合から「偽装請負」の問題を突き付けられ、非常勤講師の出講を請負から派遣に切り替えざるをなくなり、そのため、被告らが困難な問題を抱えざるをえなくなった時期に符合している。すなわち、本件不利益取扱いは、被告らの経営陣が、原告組合の活動を非常に不愉快なものと感じたであろう時期にされているのである。しかも、被告 TCS は、かねてから、合理的な根拠がなくとも、機会があれば原告竹安に不利益な取扱いを強要する姿勢を露わにしていたといわなければならない。
- 4 本件不利益取扱いは、かねてから、原告竹安の組合活動を敵視し、嫌悪していた被告らの経営陣が、偽装請負問題を契機とし、原告竹安を不利益に取り扱うことにより、被告らの意に添わない組合活動をすれば、多大な経済的な打撃を受けることを言外に示し、従業員が原告組合に加入したり、原告組合の活動に協力するような事態を抑制し、原告組合の弱体化を図ろうとして行った不当労働行為であると推認するのが相当である。
- 5 原告組合の損害  
本件不利益取扱いが行われた時期及びその内容に照らせば、当然のことながら、公然と活動していないにせよ、組合員に大きな動揺が起こり、新たな組合活動を行う上で、組合員全体に大きな心理的抑制が生じ、非組合員の組合加入に対する大きな心理的抵抗が生じ、もって原告組合の組合活動に多大の支障をもたらしたものと推認することができる。
- 6 原告竹安の損害  
原告竹安の減収は、本件不利益取扱いによって原告竹安に生じた財産的損害である。  
なお、無言授業以外のマネージャー評価の6点の減点には何らの根拠もないが、無言授業を理由とするマネージャー評価の2点減点については、基礎となる事実が一応ある(ただし、マネージャー評価として減点の対象となるのかどうか疑問の余地はある。)。しかしながら、平成17年度評価表のマネージャー評価は、不当労働行為となる不利益取扱いを取り繕うため、恣意的に歪められたものであるといわざるをえず、このマネージャー評価に基づく時給の切下げ、全体として不当労働行為たる不利益取扱いと認めるのが相当である(無言授業による2点減点だけは正当なものとして時給決定表を適用し、20円の時給切下げを容認することは相当でない。)。  
原告竹安は、公然化していない多数の組合員に代わり、先頭に立って組合活動に従事したばかりに本件不利益取扱いを受けてしまい、多大の精神的苦痛を受けたことが明らかである。この苦痛は、上記財産的損害の賠償を受けただけでは到底償われないのであり、さらに慰藉料の支払によって賠償される必要があると認められる。

## 会社側は速やかに控訴を取り下げ、判決に従え

このように会社の違法性は明らかであるにもかかわらず、会社は不当にも4/15に控訴しました。また無駄な弁護士費用を使い、みんなの収入を減少させるのでしょうか。速やかに判決に従うべきです。